

プレスリリース

平成16年1月26日
農林水産省

我が国に輸入される鳥類に対する輸入検査体制の強化について

- 1 先般、高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて開催された食料・農業・農村政策審議会消費・安全分科会家畜衛生部会家きん疾病小委員会において、家畜伝染病予防法に基づく指定検疫物に該当しない鳥類及びその畜産物（以下「指定外鳥類等」という。）についても、高病原性鳥インフルエンザをひろげる可能性が否定できないとの意見が出された。
- 2 このことから、我が国への高病原性鳥インフルエンザの侵入防止に万全を期するため、指定外鳥類等については、[別紙のとおり](#)対応することとする。

連絡先

消費・安全局 衛生管理課
国際衛生対策室 国際検疫班
国際動物検疫係
代表：03-3502-8111
（内線3191, 3193）
直通：03-3502-8295
担当：辻山、高橋